文書番号：MR22-60011
作成：2026 年 9 月

お客様各位

当社ガス計の日本国外での使用に関するご案内

株式会社チノー

当社のガス計（酸素計、二酸化炭素計、エチレン計、水素計。以下「本製品」といいます）は、**原則として日本国内での販売および使用を前提とした製品**です。

本製品を日本国外へ持ち出し、輸出または日本国外で使用される場合は、以下の内容をあらかじめご確認ください。

1. 日本国外の法令・規制等への適合について

本製品は、日本国内での使用を前提として設計・販売しており、日本国外の各国・地域における計量、電気・電子機器、安全、環境その他の関係法令・規制・規格について、当社では網羅的な調査および適合性の確認を行っておりません。

このため、**日本国外の特定の国・地域における本製品の輸入、設置、使用、販売等について、当社は現地の法令・規制・規格への適合性を保証しておりません。**

日本国外で本製品を使用される場合は、使用される国・地域における関係法令、規制、規格等への適合性について、お客様の責任において事前にご確認いただき、必要となる認証、届出、許可その他の手続きを実施してください。

2. 日本国外における据付・保守サービスについて

本製品は据付型の計測機器です。

当社では、本製品について日本国外での据付、立上げ、点検、校正、修理その他の現地サービス体制を原則として整備しておりません。

このため、**日本国外における現地での据付、立上げ、点検、校正、修理等については、原則として当社のサービス対象外**となります。

日本国外で使用される場合は、設置・据付、立上げおよびその後の点検・保守等に必要となる体制について、お客様にてご確認・ご準備ください。

3. 日本国内へ返送いただいた場合のサービス対応について

日本国外で使用されている本製品について、点検、校正、修理等が必要となった場合は、**本製品を日本国内へお戻しいただき、当社が国内で受け入れ可能な状態としていただければ、原則として通常のサービス対応が可能です。**

ただし、日本国外から日本国内への返送およびサービス完了後の再輸出に伴う輸送、通関、輸出入手続き、費用その他必要となる対応については、原則としてお客様にてご手配・ご負担いただきます。

なお、製品の状態、修理部品の供給状況その他の事情により、ご希望のサービスを提供できない場合があります。

4. 日本国外で使用される場合のお願い

本製品を日本国外で使用される場合は、以上の内容をご理解いただいたうえで、以下の事項についてお客様の責任においてご確認・ご対応ください。

- 使用国・地域における法令、規制および規格への適合性の確認
- 必要となる認証、届出、許可等の取得
- 輸出入および通関に必要となる手続き
- 現地での設置・据付および立上げ
- 現地で必要となる点検、校正、修理および保守体制の確保
- 使用環境、電源条件その他の現地条件と本製品仕様との適合性
- その他、日本国外で本製品を適法かつ安全に使用するために必要となる対応

本製品の日本国外での使用をご検討される場合は、**ご購入・輸出前に上記内容を十分にご確認くださいますようお願いいたします。**